

就労・経済負担、サバイバーシップに関する委員からの意見のまとめ

1. がんサバイバーの就労支援

- ✧ がんサバイバーの就労支援は、①不当な差別で仕事ができなくなる場合、
②現実に仕事の効率が落ちるために就労できない場合に分けて考える必要
がある。
 - ✧ がんサバイバーの就労支援の法制化を考える場合は、正規雇用のみならず、
日本で圧倒的に多い非正規雇用の方々をどうカバーするかを考えるべき。
 - ✧ 就労可能な者への差別撤廃の方法の一つとして、産業保健センターの活用
が考えられるが、一方で、産業保健センターに対する国の予算は削減されて
いるという問題がある。(以上、保坂委員)
 - ✧ がんサバイバーの就労支援は、全てを一気に実現しようとするのではなく、
まずは就労可能な者への差別撤廃から始めるべき。(嘉山委員)
 - ✧ 女性の乳がんでは、術後補助療法で定期的な通院が必要で、通院終了後には十分に働くことができるにも関わらず、退職を勧告されることが多い。そ
ういったことも不当な差別として扱うべきである。(本田委員)
 - ✧ 乳がんの治療は長期にわたるため、患者は経済的問題に苦慮し、治療を断
念するケースもある。乳がんに限らず、長期的な治療を要する場合の経済支
援や就労支援を制度の面から考える必要がある。(花井委員)
- ✧ がん罹患者の3人に1人は就労可能年齢と言われており、職場復帰、社会
復帰への支援がますます重要となっている。職場との調整や復帰者の支援・
相談は、産業分野における保健師の重要な役割のひとつである。大企業のみ
ならず、全事業所の多くを占める中小・零細企業においては、産業保健推進
センターや地域産業保健センターの保健師による支援が強く望まれている。
(松月委員)
- ✧ 地方では、従業員が50人未満の中小零細企業が多い。そのような中小企
業やそこで働く従業員は、地域産業保健センターの存在すら知らないこと
もある。また、地域産業保健センターに専門職が配置されていない現状もある。
「がん」のみならず、様々な健康問題を抱えた働き盛り層の職場や社会復帰

のための支援者として、保健師の配置を義務つけるなどの施策と予算措置が必要。(北岡委員)

✧ 小児がん経験者の就職は一般よりさらに困難な状況である。公的機関での常勤、非常勤での採用枠の確保なども一法である。(原委員)

2. 各種普及啓発の必要性

✧ がん患者に対する誤解と偏見が就労に関する問題を生み出していることが多い。法制化による就労支援を進めるために、まずはサバイバーシップの普及が必要ではないか。(花井委員)

✧ 国民のがんに対する調査結果より、国民が未だがんに対して正しい知識を持っていないことが明らかである。海外でのサバイバーズシップデーなどの啓発活動により、がんに対して正しく理解してもらう文化を作ることが重要。(本田委員)

✧ がん検診のみならず、がん対策の重要性を事業者と労働者に啓発していく必要がある。(中川委員)

✧ 医療面の支援だけでなく、社会での支援が必要である。企業や地域社会での、これまでの「予防」「検診」を中心とした啓発に加え、「後遺症」や「働き方への周囲の配慮」などに関する啓発に取り組むことが重要。(松本委員)

✧ 闘病中の小児、青年に対する学校での配慮のなさに苦しめられることが多い。教育現場や企業の人事担当部門への集中的な働きかけを行うことが必要。(原委員)

3. がんサバイバーと他の疾病を抱える人との協働

✧ 国連では非感染性疾患が取り上げられており、サバイバーシップをがんのみならず非感染性疾患へと広げていく、または協働していくことが必要ではないか。(田村委員)

✧ 数の多いがんサバイバーへの社会的支援に取り組み、モデルを作ることで、今後、他の疾病などで働きづらさを抱える人への支援につながることも考えられる。(松本委員)。

3.4 次期基本計画見直しにおける本課題の取扱いについて

- ◆ がん対策推進基本計画に「就労」の問題を加える必要がある。(中川委員)
- ◆ 就労・経済負担の問題については16府県でがん対策推進条例が定められており、従業員やその家族の就労支援、経済負担に関する記載もある。がん対策推進基本計画においても、最低限、同様の方向性は記載して欲しい。
- ◆ 「がんになっても安心に暮らせる社会の構築」という内容で、社会的問題についても基本計画の全体目標の柱に据えるべき。
- ◆ 就労の問題は制度上の対策も必要となるので、すぐに決着がつくものではないが、検討会などを立ち上げるなど、その方向性について基本計画に書き込んで頂きたい。(以上、天野委員)
- ◆ 社会的な痛みはがん経験者を長く苦しめ続けることになることについて、前回の基本計画では記載されていなかったので、今回は強く打ち出して欲しい。(松本委員)
- ◆ 教育の機会を担保するべき(特に高等教育)。(原委員)

4.5 その他

- ◆ 「がん研究専門委員会報告書」の中で、「がんに関わる心理・社会学的研究等についても強力に推進する必要がある。」とあり、就労・サバイバーシップの議論も進めて欲しい。(花井委員)
- ◆ がん診断を受けて生存する人が増えていく現状に対応するため、経済的な負担軽減や就労の問題など、小児がんを含めたがん経験者、家族に対する<社会的痛み>についてこれまでの対策とは違う新たな取り組みが必要。
- ◆ 協議会としての姿勢を明確にした上で、経済や労働、社会保障、福祉に関する機関などとも協働し、対策を講じることが必要。必要に応じては、各機関が連携し専門的に協議する場を設けることも重要。
- ◆ がん患者の就労に関する相談窓口の一つとして、既存の「相談支援センター」だけでなく、あらゆる窓口を活用できないか。特に、「ハローワーク」は大きな役割を果たすことが期待できる。(以上、松本委員)

◇ 地域や産業分野において、がん予防、がん検診の受診勧奨、復職支援などをより積極的に行うための体制強化として、市町村はもとより、企業や産業保健推進センター、地域産業保健センターへの保健師の配置増、および効果的な対策の推進に関する専門職研修実施のための体制整備・予算措置が必須である。(松月委員)